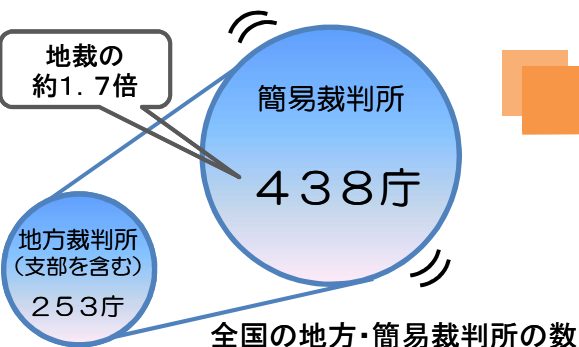


# 簡易裁判所

—民事トラブルを簡易迅速な解決に導く4つの手続メニュー—

「簡易裁判所」ってどんなところ？

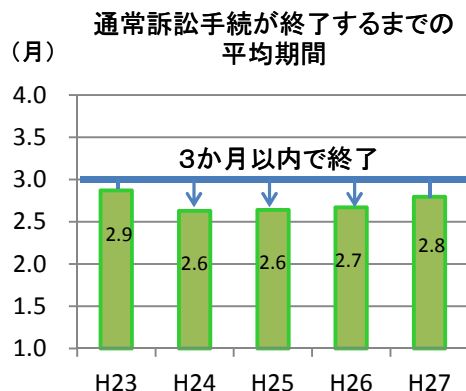


## アクセスがしやすい

簡易裁判所は昭和22年に発足し、現在島しょ部なども含め北海道から沖縄まで全国各地に438庁設置されています。

## 簡易・迅速に紛争を解決

簡易裁判所では、受付窓口にも本人でも容易に手続を利用できるように各種手続の申立書などの書式を備えています。また、通常訴訟手続は、概ね3か月以内に終了しています。



知識経験を用いて適正・妥当な解決に  
尽力します！

## 司法委員と調停委員

訴訟手続では、一般市民の健全な良識を反映させるため、一般市民の中から選ばれた司法委員が関与する制度があります。調停手続では、豊富な社会経験を有する一般市民の中から選ばれた調停委員が関わります。

## 手続案内

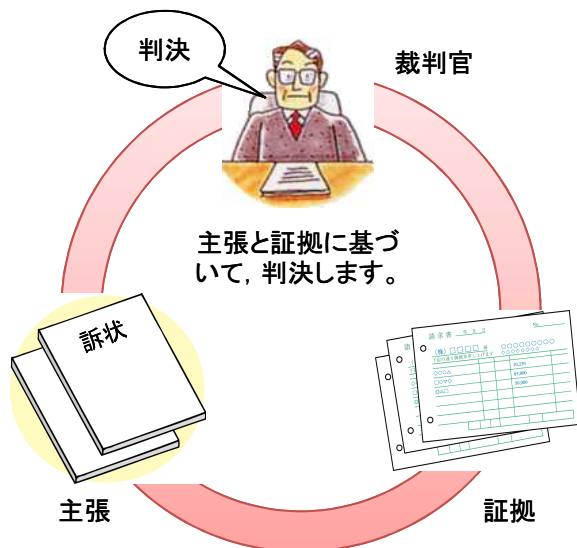
簡易裁判所の手続を利用するに当たって、どのような準備が必要か、どの程度の費用がかかるのかなどの具体的な手続に関するご質問に対し、手続案内（法律相談ではありません。）を実施しています。



# 簡易裁判所の4つの手続メニュー

## 1 通常訴訟手続

原則として140万円までの請求について、判決による**終局的な解決を図る手続**です。当事者間の折り合いがつけば、和解により、解決される場合もあります。



## 2 少額訴訟手続

60万円までの金銭の請求に限り、**原則として1回の審理で終了する訴訟手続**です。分割払や支払猶予を認める判決がされる場合もあります。

事前に、

主張書面



と

証拠書面



や

証人

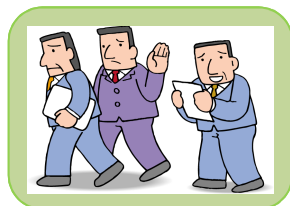
原告が、被告にお金を貸すところを見ました。

を準備することにより、

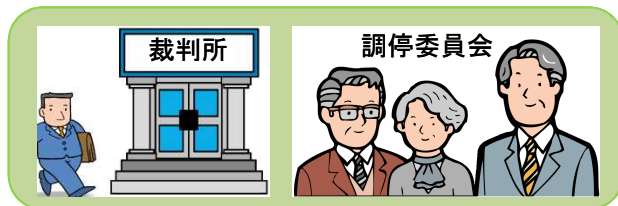
審理は原則1回で終了します。

## 3 民事調停手続

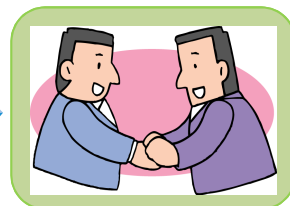
裁判官と民間から選ばれた2名以上の民事調停委員とで構成される調停委員会が、当事者双方の言い分を聞き、**話し合いによる解決を図る手続**です。



交渉決裂



調停手続の申立てにより、裁判所で話し合い



調停成立！

## 4 支払督促手続

金銭等の支払を求める請求について、裁判所へ出頭することなく、**書類の審査のみ**で、迅速に解決を図る手続です。



裁判所書記官による書類審査

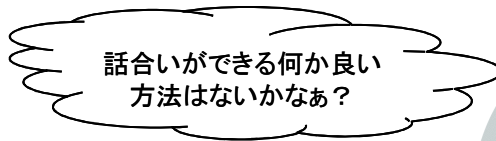
## どの手続を選べばいいの？

### 『民事トラブルを判決で解決したい』方は・・・



◆当事者双方の主張と証拠に基づいて、裁判所の判決により終局的な解決を図る手続が**通常訴訟手続**です。訴訟手続の中でも、原則として1回の審理で終了するのが**少額訴訟手続**です。

### 『相手方と話し合いをベースに解決したい』方は・・・



◆相手方との話し合いで解決を図る**民事調停手続**が考えられます。訴訟手続とは異なり、手続は非公開で行われます。



### 『金銭の支払がされず、お困りの』方は・・・

◆金銭の請求であれば、証拠の提出も不要で、申立手数料が訴訟手続の半額の**支払督促手続**が考えられます。

▼各手続の申立てに必要な手数料や申立てをすることができる簡易裁判所などは法律等で定められています。手続に関し、ご不明な点があれば、お近くの簡易裁判所にご相談ください（裁判所では法律相談は実施しておりません。）。

簡易裁判所の民事の手続についてもっと詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページの「簡易裁判所の民事事件Q&A」  
([http://www.courts.go.jp/saiban/qa\\_kansai/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html)) をご覧ください。

簡裁 手続

検索